

広島県告示第百二十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十五年二月十八日

広島県知事 湯崎英彦

所 在 地	土 砂 灾 守 警 戒 区 域	土 砂 灾 守 特 别 警 戒 区 域
区域の名称	自然現象の種類	自然現象の種類
広島県広島市安佐南区安東六丁目地内	表 区 域 示 の	
安東六丁目二 二（四五五九）の崩壊	次の図のとおり	
安東六丁目二 二（四五五九）の崩壊	区域の名称	三律の土戒定第八区域年施推砂区する条第二示で政行進災域の土砂二表示め第一閑防に砂二示る八平す止お災害に規法事十成る対け警規法四十法策る警規法
安東六丁目二 二（四五五九）の崩壊	次の図のとおり	

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。